

英語教材レンタル利用規約

本規約は、株式会社エースブリッジ（以下「当社」といいます）が、本サービス（第1条に定義します）を提供するにあたり、その利用条件を定めるものです。

レンタル利用者（第1条に定義します）は、本規約及に同意したものとし、特別な契約条件の定めがない限り、本規約は、本サービスの利用に関するレンタル利用者と当社との間の契約条件となるものとします。

第1条（定義）

- 本規約において、「レンタル商品」とは、子供向け英語教室用教材等の商品であって、当社が賃貸借の対象として保有するものをいいます。
- 本規約において「本サービス」とは、当社が、「英語教室教材レンタルシステム」として提供する、レンタル商品の賃貸借サービスをいいます。
- 本規約において「レンタル利用者」とは、第6条に定める当社所定の利用申込みを行い、本サービスの利用資格を有する者をいいます。
- 本規約において「本サイト」とは、本サービスの提供のために当社が運営するインターネット上のウェブサイト「英語教室教材レンタルシステム」をいいます。

第2条（本サービスの内容）

レンタル利用者は、レンタル商品の貸し出しを受けることができます。レンタル商品は1年を通し毎月提供されるものとします。

第3条（レンタル商品の利用）

- レンタル利用者は、個々のレンタル物の性質によって定まった用法に従い、その商品を利用する義務を負うものとします。
- レンタル利用者は、レンタル商品の返却発送をするまで、利用する講師自らが責任を持って厳重にその商品を保存する義務を負うものとします。

第4条（本規約等の遵守）

レンタル利用者は、本サービスの利用にあたって、本規約、個別規約及び諸規定(以下、総称して「本規約等」といいます)に加え、関連する法令等を遵守するものとします。

第 5 条 (レンタル契約)

1. レンタル利用者が当社の定める方法により本サービスの利用申込みを行った場合、契約書を郵送にて取り交わし、初期費用及び初月使用料を支払った時点でレンタル契約成立とします。
2. レンタル利用者は、レンタル契約が成立するまでは、利用申込みを撤回することができます。
3. レンタル利用者は、レンタル契約成立後 3 ヶ月単位で解約することができます。

第 6 条 (利用資格)

1. 当社は、本規約に同意し、所定の利用申込みを完了したお客様に対して、本サービスを利用する資格を付与します。
2. 当社が、お客様に対し、個別のサービスを提供するにあたり、個別規約への同意を定めている場合には、別途個別規約へ同意いただくことが必要となります。
3. 日本国外在住のお客様は、本サービスの全部又は一部のサービスをご利用できない場合があります。
4. お客様ご自身とお客様の関連会社・関係者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、その他の反社会的勢力の構成員(過去に構成員であった方を含みます)である場合は、利用者となることができません。

第 7 条 (利用申込みの拒絶)

利用申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、当該利用申込みを拒絶できるものとします。

- (1)本規約等への違反があった場合
- (2)虚偽の申込みをした場合、又は申込みに記入漏れ、誤記その他これらに類する明白な誤りがある場合
- (3)過去に本サービスにおいて、代金等の支払い債務の履行を怠った場合、又は履行が遅滞した場合
- (4)過去に本サービスにおいて、強制解除されていた場合
- (5)前各号のほか、当社がレンタル利用者として不適格であると判断した場合

第 8 条 (利用申込みの取消し)

1. 当社は、レンタル利用者について前条に掲げる事実があったことが利用申込みの承諾後に判明した場合、利用を一時停止し、又は利用申込みの承諾を取り消すことができるものとします。
2. 当社は、レンタル商品の滅失又はレンタル商品の本サービスの利用期間の延長を理由として、レンタル利用者の利用申込みを取消すことがあります。
3. 前項による利用申込みの取消しがあった場合においても、レンタル利用者は、本サービスの利用により生じた料金等は支払うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 9 条（レンタル商品の配送）

1. レンタル利用者が指定した配送先に配送することをもって、レンタル商品の引渡し完了するものとします。但し、次に掲げる場所を配送先に指定することはできません。
 - (1)日本国外の住所
 - (2)配送業者の営業所
 - (3)その他住所が特定できない場所
2. お客様は、当社の指定する方法で配送日時を指定することができません。

第 10 条（利用料金等の支払い）

1. レンタル利用者は、本サービスの利用料金（消費税を含む）を支払う義務を負います。なお、当該義務は、本規約第 5 条に定めるレンタル契約が成立した時点で初期費用及び初月費用を支払う義務を負うものとします。
2. 銀行振込を選択した場合の振込手数料及びレンタル商品の配送料は全てレンタル利用者が負担するものとします。
3. 本サービスの利用料金、レンタル商品の配送料等の支払い方法は、銀行振込もしくは郵便振替によって支払うものとします。

第 11 条（レンタル商品の瑕疵、紛失）

1. レンタル利用者は、レンタル商品に瑕疵がある場合は、当社に対し、同一商品との交換を求めることができます。但し、レンタル利用者がレンタル品を利用中に生じた瑕疵については当社は責任を負いません。
2. レンタル利用者は、レンタル品利用中にレンタル品に対し瑕疵を生じた場合でもレンタル利用者はその賠償を支払う必要はありません。
3. レンタル利用者は瑕疵の生じたレンタル品を 1 ヶ月に渡り利用する義務を負います。

4. レンタル利用者は瑕疵のあるレンタル商品も必ず返却する義務を負います。
5. レンタル商品を返却しなかった場合は1レンタル商品につき 8,000 円の違約金を支払うものとし、レンタル商品のパーツのみ返却しなかった場合はパーツ1つにつき 3,000 円の違約金を支払うものとします。パーツの違約金がレンタル商品1つについての違約金を上回る場合、1レンタル商品あたりの違約金(8,000 円)を上回って支払う義務を負わないものとします。

第 12 条（レンタル商品の返却）

1. レンタル利用者は、当社指定の返却日程までに当社へ返送を行ってください。
2. 本サービスの利用期間内に、当社がレンタル商品の返却を確認できない場合、レンタル利用者は当社に対して、諸規定に定めるところに従い、延滞料金を支払う義務を負います。
3. 本サービスの利用期間内にレンタル商品が返却されない場合であって、当社が別途定めた期間を超えてなお当社が当該レンタル商品の返却を確認できないとき、レンタル利用者は、当該レンタル商品を滅失したものとみなし、レンタル利用者は当社に対し、延滞料金及び違約金を支払う義務を負います。

第 13 条（レンタル商品の滅失及び損傷）

1. レンタル利用者は、レンタル商品の滅失（紛失を含む）や損傷があった場合はただちに当社に届け出るものとします。
2. レンタル商品の滅失があった場合、レンタル利用者は違約金を支払う義務を負います。当社は紛失したレンタル商品をただちにレンタル利用者に再配布するものとします。
3. レンタル商品の損傷があった場合、レンタル利用者は1ヶ月の期間内はそのまま利用しつづけるものとし、損傷があったまま当社に返却するものとします。

第 14 条（違約金）

次の各号のいずれかに該当する場合、レンタル利用者は当社に対し、違約金を支払う義務を負うものとします。

- (1)レンタル商品の滅失又は損傷が、レンタル利用者の故意又は過失によるものであると当社が判断した場合
- (2)レンタル商品の通常利用目的の範囲から、明らかに想定できない理由による損傷と判断できる場合
- (3)当社が指定する期限までに、当社が当該レンタル利用者に貸し出したレンタル商品の返却が確認できない場合

第 15 条（禁止事項）

レンタル利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) レンタル利用者の賃借権を譲り渡すこと
- (2) レンタル商品を転貸すること（但し、当社が認めた場合には適用されないものとします。）
- (3) レンタル商品を対象とした売買、担保権の設定、その他一切の処分行為
- (4) 本サービスに関して当社に支払う義務を負う金銭の支払い遅延、滞納、不払い
- (5) レンタル商品のコピー
- (6) 当社の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
- (7) 本規約等に違反する行為及び違反するおそれがある行為
- (8) 法令等に違反する行為及び違反するおそれがある行為
- (9) 前各号に掲げる行為のほか、当社が不相当と判断する行為

第 16 条（利用の停止及び解除）

1. 次の各号に掲げる場合に該当する事由が生じた場合、当社は、レンタル利用者に通知のうえ、個別のレンタル契約の解除をすることができます。
 - (1) 利用者がレンタル商品の受領に応じない、又は利用者の都合によりレンタル商品の引渡しができないと当社が判断した場合
 - (2) 善良な管理者の注意義務をもってしても予測できなかった当社システムの不具合やエラーによりレンタル契約の条件等に不備が生じた場合
2. 次の各号に掲げる場合に該当する事由が生じた場合、当社は、レンタル利用者に対する事前の催告・通知なく、本サービスの利用を停止、利用申込みを受けたレンタル商品の配送停止、又は個別のレンタル契約の解除をすることができます。この場合において、当社は、レンタル利用者に対して、当該措置の理由を開示する義務を負いません。
 - (1) 当社への支払義務を怠った場合
 - (2) 当社への届出事項に虚偽があることが判明した場合
 - (3) 合理的な理由なくレンタル商品の交換、返品、受領拒否を繰り返し行った場合
 - (4) 第 15 条各号に掲げる禁止事項に違反した場合又は違反のおそれがある場合
 - (5) 前各号に掲げる事由のほか、当社が本サービスの利用継続に不適切と判断した場合
3. レンタル利用者は、利用の停止又は解除を受けたときは、期限の利益を喪失し、利用の停止又は解除までに発生した本サービスに関する支払債務を一括して支払うものとします。
4. 第二項に該当するレンタル利用者の行為によって当社が損害を受けたときは、当該措置の如何にかかわらず、当社は、レンタル利用者に対して、かかる損害の賠償を請求できるものとします。

5. 前二項によりレンタル利用者に損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負いません。また、当社は、当該措置につき、当該利用者への何らの補償も行わず、責任も一切負いません。

第 17 条（免責事項）

1. 以下の事項について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 本サービスを利用したことにより、レンタル会員に何らかの損害が生じた場合
 - (2) 本サイトへのアクセスが集中し、よってレンタル会員が本サイトの全部又は一部が利用できなかった場合
2. レンタル品の在庫数には限りがあるため、損傷や紛失が起きた場合の再配送に時間を有する可能性があります。
3. レンタル品の返却を行なう際、レンタル会員が自身の私物等、レンタル品以外の物品を送付した場合、当社は、当該物品を保管及び返却する義務を負わず、任意に廃棄等の処分を行なうことができるものとします。また、前記物品の扱いに関し、当社は一切責任を負いません。

第 18 条（本サービスの中断）

1. 当社は、次の各号に掲げる場合に該当する事由が生じた場合、いつでも本サービスの全部又は一部を中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスの提供に必要なシステム等の保守、点検、修理及び工事を行う場合
 - (2) 本サービスの提供に必要なシステム等に障害が生じた場合
 - (3) 災害等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合
 - (4) 前各号に掲げる事由のほか、運営上の理由から、本サービスの提供の中断が必要であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項により、本サービスを中断するときは、レンタル利用者に対し、事前にその旨を通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 第 1 項の本サービスの中断により、レンタル利用者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 19 条（本サービスの停止及び廃止）

1. 当社は、自己の判断により、本サービスの停止又は廃止を終了できるものとします。
2. 当社は、前項により、本サービスを停止又は廃止するときは、レンタル利用者に対し、事前にその旨を通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 第 1 項の本サービスの停止又は廃止により、レンタル利用者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 20 条（損害賠償）

レンタル利用者が本規約等に違反した場合又はレンタル利用者の故意又は過失により当社が損害を被った場合、レンタル利用者は、当社に対して発生した損害又は費用(弁護士費用を含みません。)を賠償する義務を負うものとします。

第 21 条（本規約等の改定）

1. 当社は、本規約等の内容又は本サービスの内容を、当社が必要と判断した場合には、利用者の事前又は事後の承諾を得ることなく、いつでも変更することができ、当該変更は、本サイトに掲載された時点から、その効力を生じるものとします。
2. レンタル利用者が本サービスを継続して又は当該変更後にご利用なされた場合には、レンタル利用者は、当該改定に同意したものとみなされます。
3. 第 1 項の本規約等の改定により、レンタル利用者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 22 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本規約及び個別規約は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。
2. 本規約、個別規約又は本サービスに関して、利用者と当社の間で紛争が生じた場合、訴額により、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所として解決されるものとします。

以上

2016 年 12 月 8 日制定